

## 教育委員会提出議案

豊島区図書館経営協議会規則の制定について、議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区図書館経営協議会規則の制定について

豊島区附属機関設置に関する条例(平成26年7月7日条例第16号)における豊島区図書館経営協議会について、豊島区図書館経営協議会規則を制定する。

(説明)

組織改正により図書館課が教育委員会へ移管するに伴い、附属機関である豊島区図書館経営協議会も教育委員会への移管となる。これにより、会議の組織および運営について定めるため、豊島区図書館経営協議会規則を新規制定する。

## 豊島区図書館経営協議会規則の制定について（概要）

### 1 規則の廃止、新設

図書館経営協議会を区長の附属機関から教育委員会の附属機関に移管することに伴い、区規則廃止とあわせ、教育委員会規則として新たに制定する。

### 2 旧（区）規則時からの主な変更点

① 本文中「区長」を「教育委員会」に改める。

構成員の任命権者等を教育委員会へ変更する。

② 教育委員会委員の委嘱区分を削除する。

教育委員会委員については、区長部局の補助執行に伴う図書館の中立性確保を目的として任命してきたところ、補助執行の終了後は、教育行政全般の基本方針や重要事項を審議・所掌する立場の委員が委員会所管の特定会議体の構成員として個別の政策形成に参画する必要性はなく、その任命区分を削除する。

③ 区職員の委嘱上限を 1 名から 2 名とする。

所管の教育部長のほか、文化スポーツ部長を任命し、区長部局との連携、生涯学習施策の一体性を確保する。

### 3 委員構成（現規則定数 15 名、委嘱実員 13 名）

委嘱（任命）区分	現行上限	7年度上限	現委員所属	現委員氏名
学識経験者	2 名	2 名	大正大学教授（附属図書館長）	<会長>稲井 達也
			山梨英和大学助教	河本 毬馨
教育委員会委員	1 名	削除	教育長職務代理者	新井 裕
豊島区立小中学校長	2 名	2 名	千川中学校長	牧野 崇
			清和小学校長	酒井 由江
大学図書館関係者	2 名	2 名	東京音楽大学附属図書館	野中 由香子
			立教大学図書館事務部長	春日 美乃
図書館ボランティア関係者	1 名	1 名	ひかり文庫点訳研究会代表	尾花 宏子
公募区民	2 名	2 名	区民	数藤 沙綾
			区民	渡辺 ひかる
区職員	1 名	2 名	文化商工部長	渡邊 圭介
区長（新規則：教育委員会） が必要と認めた者	4 名 以内	4 名 以内	豊島区盲人福祉協会事務局	武井 悦子
			町田市生涯学習審議会会長	<副会長>吉田 和夫
計	15 名以内			

豊島区附属機関設置に関する条例附則 2（経過措置）に基づき、現に委嘱されている委員は、任期満了となる令和 8 年 3 月末までの間は、教育委員会規則施行後も委員は継続する。（辞職等の場合を除く。）

### 4 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

## 参考

### (1) 協議会の所掌事項

図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的な区立図書館の運営に資するため、図書館の経営評価その他の図書館政策について意見を述べ、又は提言を行う。

### (2) 任期

2年間(現行令和6年4月1日～令和8年3月31日(第8期))

期間中6回開催予定(令和6年度3回実施済)

### (3) 設置時期等(区長部局)

平成20年12月1日設置(区長部局)

通算44回開催

### (4) 23区の図書館協議会(類似会議体含む)の状況

設置7区(うち図書館法に基づく図書館協議会は、杉並、足立の2区)

○豊島区図書館経営協議会規則

令和7年4月1日  
教育委員会規則第●号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号）第6条の規定に基づき、豊島区図書館経営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な図書館行政の推進に資するため、豊島区立図書館（以下「図書館」という。）の経営評価その他の図書館政策について、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(教育委員会の責務)

第3条 豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）は、前条の意見又は提言を尊重し、図書館経営及び運営に反映させるよう努めなければならない。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、委員会が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 豊島区立小中学校長 2名
- (3) 区内大学図書館関係者 2名
- (4) 公募区民 2名
- (5) 図書館ボランティア関係者 1名
- (6) 区職員 2名
- (7) 前各号に掲げる者のほか、委員会が必要と認めた者 4名

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(定足数及び議決)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の解嘱)

第8条 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、協議会の同意を得た上で、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、委員会に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いた上で、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。